

鞍手町DX推進計画 令和5年度～令和7年度

誰もが安心・安全・便利につながる
「スマートタウン くらて」



令和5年3月
鞍手町

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1. 背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4. 基本理念と基本方針・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5. SDGsとの関連性・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 鞍手町を取り巻く環境

- 1. 外部環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) デジタル化社会の動向・・・・・・・・ 9
 - (2) 国の動向・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (3) 県の動向・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2. 内部環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) これまでの取組事業・・・・・・・・ 15
 - (2) BPRの取組状況・・・・・・・・・・・・ 17

第3章 具体的な取組方針

- 1. 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2. その他の施策・・・・・・・・・・・・・・ 21

第4章 計画の推進

- 1. 計画の推進組織・体制・・・・・・・・・・・・ 22
 - (1) 組織・進捗管理・・・・・・・・・・・・ 22
 - (2) 推進体制・・・・・・・・・・・・・・ 22



1. 背景・趣旨

近年の情報通信技術の高度化に伴い、それを活用するためのツールであるパソコンやスマートフォンは、もはやコミュニケーション、買い物、キャッシュレス決済など私たちの日常生活に欠かせないものとなっています。

令和元年12月以降、今もなお感染拡大の猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、医療分野や経済活動の停滞だけではなく、私たちの生活様式、教育、働き方など、社会全般に大きな影響をもたらしています。また、行政手続におけるデジタル化への遅れが表面化したことから、行政サービスの在り方自体を根本的に見直す契機となり、令和3年9月に発足した「デジタル庁」を政策の司令塔としつつ、『デジタルの活用により、一人一人のニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化～』を目指し、日本全体のデジタル化が急速に進められています。

また「デジタル田園都市国家構想」では、デジタル技術を活用し、地方の豊かさをそのままに地域の課題を解決し、利便性と魅力を備えた新たな社会の創造に向けた取り組みが進められています。

こうした社会環境の変化に対し、迅速かつ的確・柔軟に対応していくためには、デジタル技術を“変革の手段”として活用し、住民サービスや行政運営の抜本的な変革に取り組み、住民や本町と繋がる全ての人が、一人ひとりが望んでいる形で情報やサービスを受けることができるまちづくりを進めていくことが求められています。

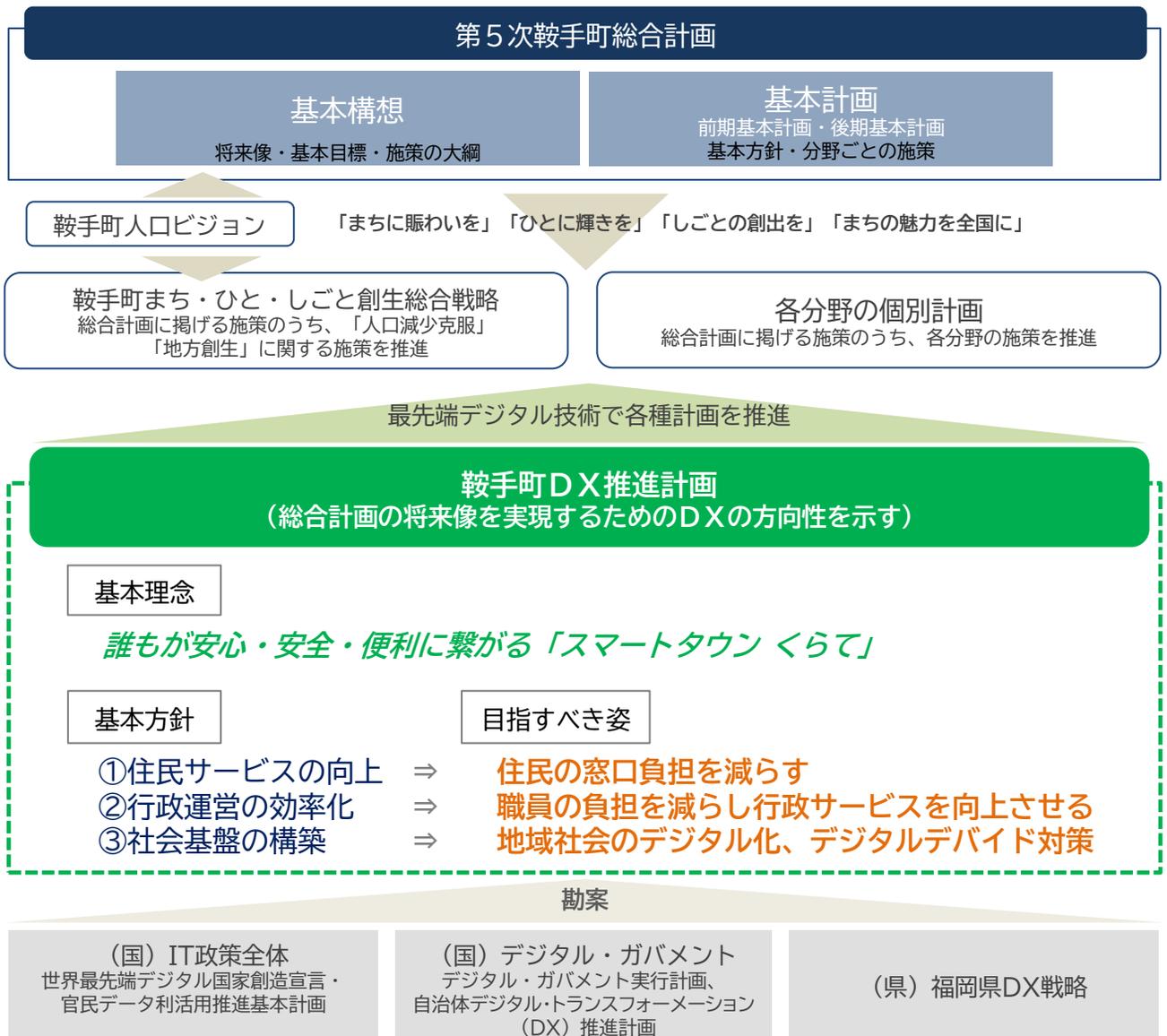
本町においては、こうした背景を踏まえデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進し、持続可能な行政運営を目指すとともに、第5次鞍手町総合計画で掲げる将来像『新たな力で躍動するまち くらて～ 未来につなぐ つながる 希望の芽～』の実現を一層加速させるため、鞍手町DX推進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

※キャッシュレス決済：現金を使わずに支払いを行うこと。主に、クレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイドカード）、スマートフォン決済のことを指す。

※デジタルトランスフォーメーション（DX）：新しいテクノロジーが社会に浸透し、人々の生活をより良いものへ変化させること。

2. 計画の位置付け

本計画は、第5次鞍手町総合計画総合計画や鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略等、各種計画の実現に向けて、最先端のデジタル技術により推進を図るものであります。また、国の官民データ活用推進基本法第9条第3項に基づく、官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画としても位置付けます。



※デジタルデバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

※デジタル・ガバメント：デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。

3. 計画の構成・期間

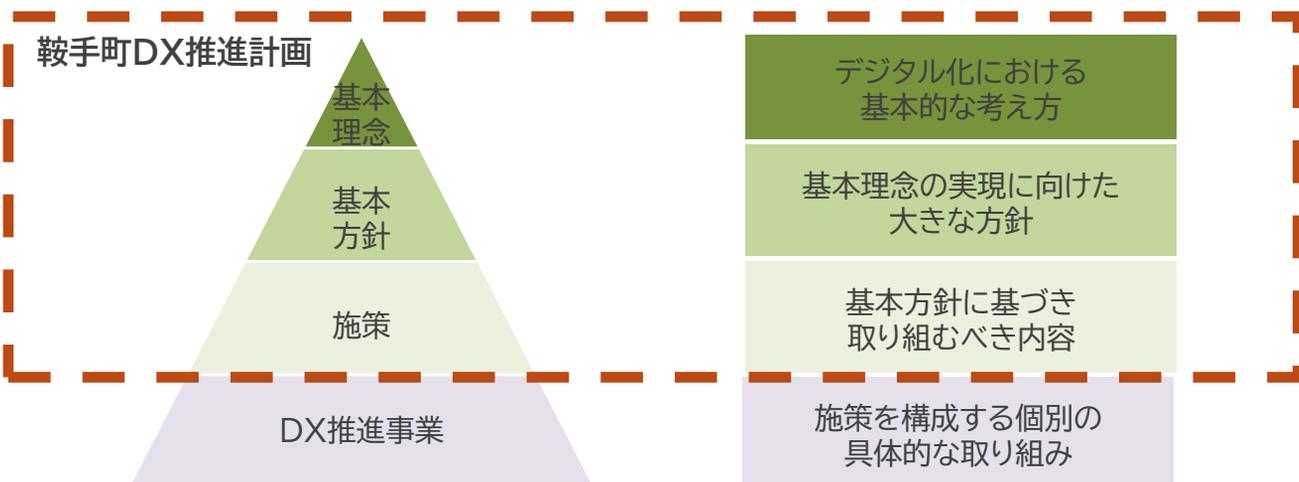
(1) 計画の構成

本計画は、本町のデジタル化の目指すべき姿や基本的な考え方を示すものです。本計画を基に、各所管のデジタル化や情報システムに係る事業や業務との整合を図り、国が想定しているデジタル化の範囲などについて、共通認識を図ることとします。

(2) 計画の期間

令和5年度（2023年度）～令和7年度（2025年度）

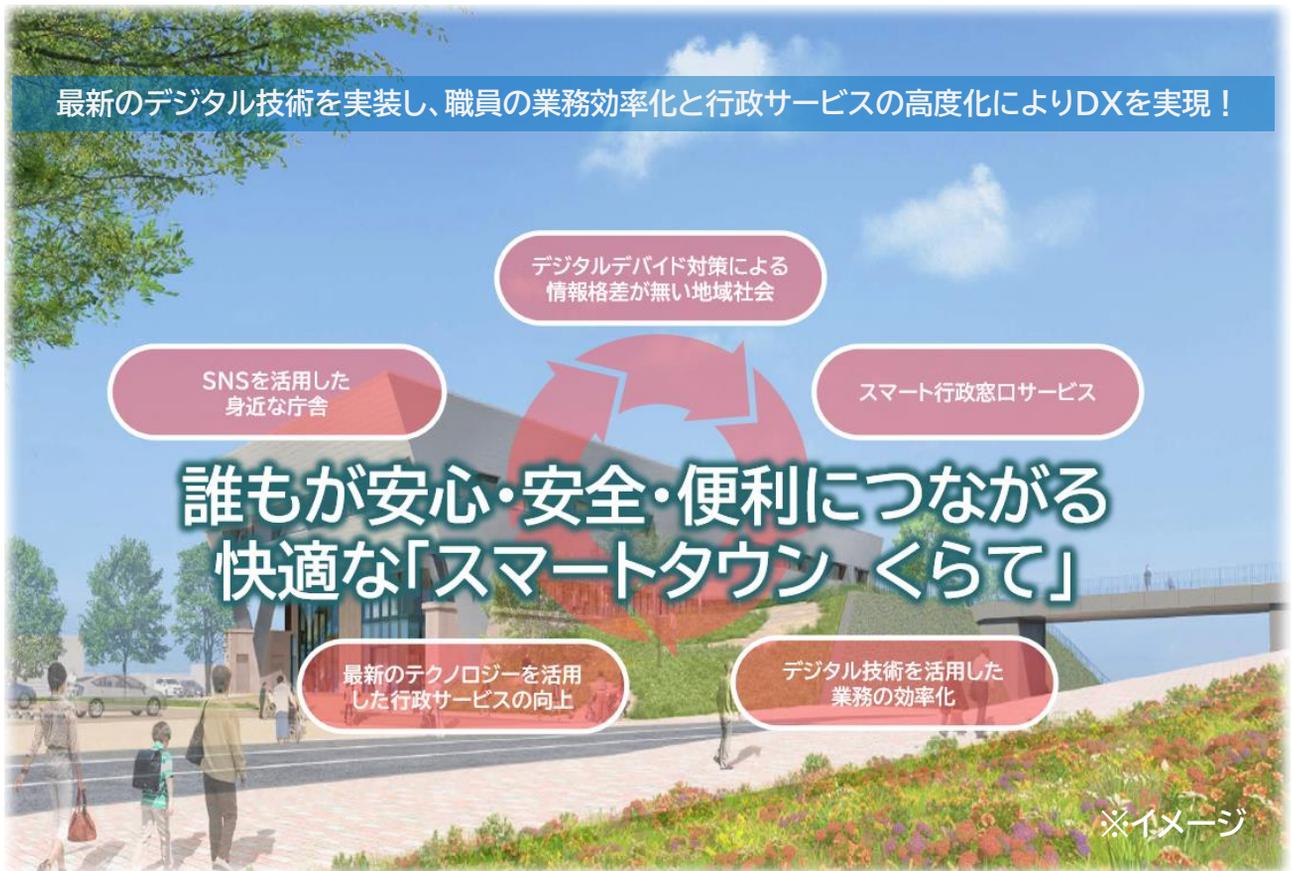
なお、昨今のデジタル化に関する技術やサービス等の進展や変化は著しく、その将来を見通すことは難しい状況にあります。中長期的な計画を策定しても、社会の実情と計画が大きく乖離し、計画の意義や実効性が損なわれることが懸念されるとともに、計画策定時に顕在化していなかった大規模な制度改正等の流動的な動きに柔軟に対応できないことが想定されます。こうした理由から、本町のデジタル化を着実に進めるための基本的な考え方や方向性を示した本計画を策定した後、社会情勢や技術動向等の変化に柔軟に対応しつつ、実効性を確保しながら取り組みを推進するため、事務事業をベースに取りまとめ、計画的に実施することとします。



4. 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

国や県、社会の動向を勘案し、第5次鞍手町総合計画で掲げる将来像『新たな力で躍動するまち くらて～ 未来につなぐ つながる 希望の芽 ～』に掲げる基本理念と将来像を前提に、デジタルを活用した住民一人ひとりに合った行政サービスが提供されるように次のとおり推進します。



(2) 基本方針

本計画により定める「基本方針」は次のとおりです。

① 住民サービスの向上 ⇒ 住民の窓口負担を減らす

デジタル技術の活用により行政事務の効率化などを進めるとともに、住民目線でわかりやすく、利便性の高い行政サービスを目指します。より多様化・複雑化する住民ニーズにも対応した行政サービスを提供し、住民の窓口負担軽減を行います。

② 行政運営の効率化 ⇒ 職員の負担を減らし行政サービスを向上させる

デジタル技術の活用による業務効率化や住民サービスの利便性向上を図るため、情報システムの標準化、行政手続のオンライン化、ハンコレス化、書面規制等の見直し、マイナンバーカードの利用促進に取り組みます。また、オープンデータの活用を推進し、職員の負担を減らすことによる行政サービスのさらなる向上を目指します。

③ 社会基盤の構築 ⇒ 地域社会のデジタル化、デジタルデバйд対策

住民の誰もがデジタルを活用し、快適に自分らしく生活ができるよう、デジタルデバйд（情報格差）の解消に向けた環境整備やデジタル活用支援の取り組みを進めます。また、住民がデジタルを活用し町政に参加しやすいよう行政と対話し地域の問題を解決できる仕組み作りの整備を進め、「地域社会デジタルコミュニティ」の実現を目指します。

※オープンデータ：公共の機関が調査した誰でも使える公表データのこと。

5. SDGsとの関連性

平成27年9月、国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2030年に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための2030アジェンダ（通称:2030アジェンダ）」が採択され、その中で、17のゴールと169のターゲットからなる『持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)』が掲げられました。

本計画においても、デジタル技術等を用いた災害に対する強靱化や全ての人に健康と福祉を届ける仕組みづくりに取り組むなど、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」に資するよう、デジタル社会の構築に向けた取り組みを推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





1. 外部環境

(1) デジタル化社会の動向

ニューノーマル時代

人々の生活様式が新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まってテレワークの急速な普及、自宅での活動時間の増加等、「ニューノーマル（新しい日常）」へと変化しました。これに伴い、働き方・遊び方・学び方等が多様になり、テレワークを活用し、余暇を楽しみつつ仕事を行う「ワーケーション」や、自宅でも職場でもない「第三の空間」など、多様な選択肢の中から個人に適したライフスタイルを選択することができるようになりました。

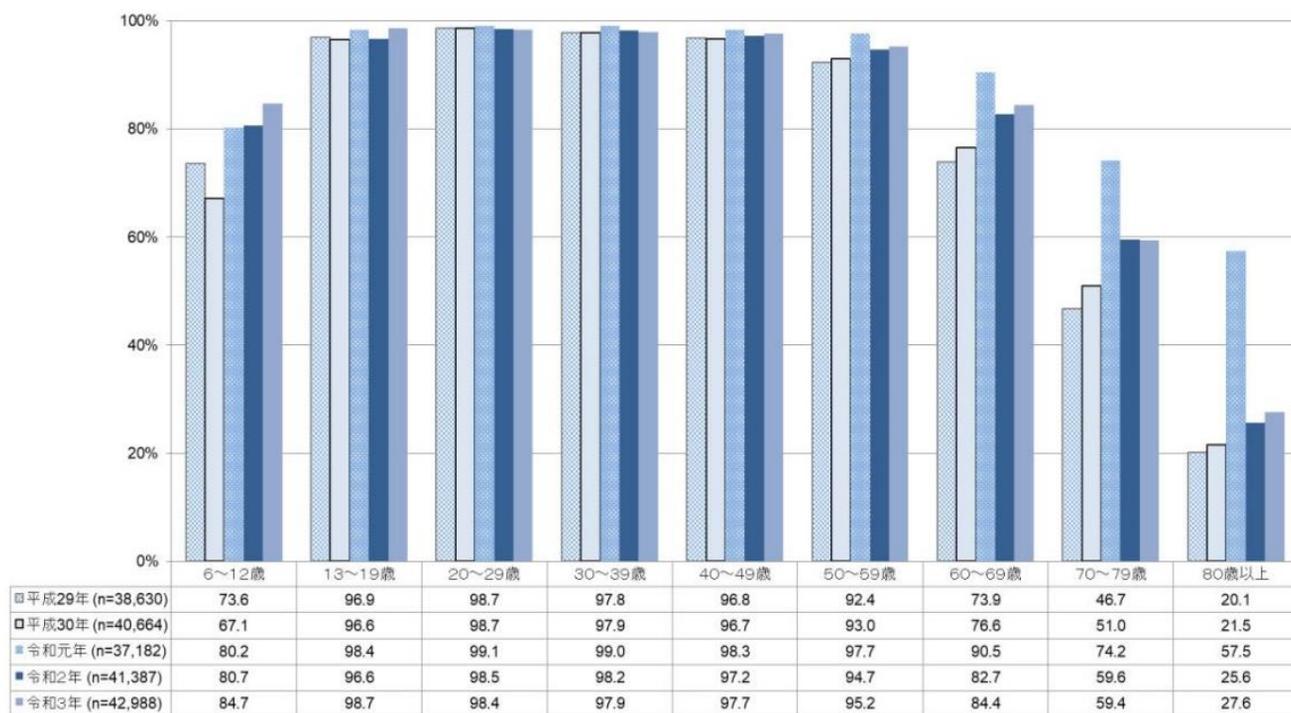
このような生活の変化に伴い、新たな課題解決に取り組む必要があります。その一つとして、「新たな格差」への対応です。ニューノーマル時代に適応できた人と、そうでない人が存在し始め、適応時期に差が生まれれば、その格差は社会を不安定にさせるほどの大きな格差となり得ます。DXにおける新技術で解消される部分もあります。一方で、DXというニューノーマル時代に適応できず、時代の変化に取り残されてしまう人が生まれてくるかもしれません。

このように、誰もが取り残されない新たな概念のデジタルデバインド対策を行い、ニューノーマル時代の社会へと移行させていくことが不可欠となります。

インターネット利活用状況

インターネットは社会全般に浸透し、自由で安全にさまざまな情報を入手・共有・発信できるようになりました。令和3年8月末に調査した、「世帯及び企業における情報通信サービスの利用状況等について」では、全国でインターネット利用者の割合が82.9%となりました。また年齢階層別にみると、13～59歳の各年齢階層で9割を上回っています。60代では8割を上回り、インターネットの利用率は今後も拡大すると考えられます。

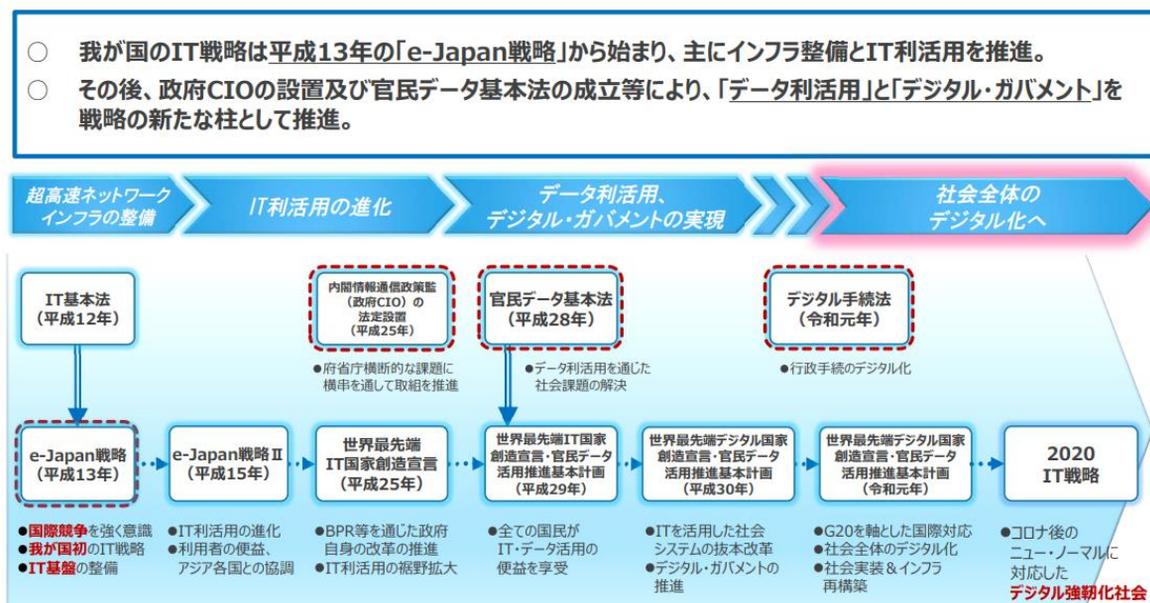
またスマートフォンやパソコン、タブレット端末、テレビなど、インターネットへの接続機器の多様化も進んでおり、誰もが多種多様なサービスを利用できるよう、デジタルデバイス対策にも注力していく必要があります。



出典：総務省 令和3年通信利用動向調査（令和4年5月27日）

(2) 国の動向

国の情報化施策



出典：デジタル庁 第1回デジタル社会推進会議（令和3年9月6日）

国は、平成13年1月に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」を設置し、「e-Japan戦略」を策定しました。5年以内に世界最先端のIT国家とするという意欲的な目標を掲げた戦略は、「全ての国民がITの恩恵を享受できる社会」を実現する取り組みとして開始しました。

また、平成25年6月には、行政・産業界・学界及び国民一人ひとりが、共有・協働し、IT・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定し、世界最高水準のIT利活用社会の実現のため推進してきました。その後、平成26年12月には、国、自治体、独立行政法人、民間事業者などが持つ大量のデータを適正かつ効果的に活用することで、少子高齢化などさまざまな社会課題を解決し、国民が安全かつ安心して暮らせる社会と快適な生活環境を実現するため、「官民データ活用推進基本法」（以下「官民データ法」という。）が公布・施行されました。

※IT：情報技術を意味する英語「Information Technology」の略称であり、コンピューターやインターネット通信に関わる技術の総称である。具体的には、コンピューターやスマートフォンなどのデジタル機器そのもの、その中で動作するさまざまなソフトウェア、その機器を使って利用できるSNSやゲームなどのサービスの全般を示す。

官民データ法の成立後、国は官民データ法第8条の規定の基、平成29年5月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会のモデルである「官民データ利活用社会」を世界に先駆けて実現することを顕示しました。(平成30年6月改称、令和元年6月一部変更)さらに、官民データ法に掲げるオンライン化原則推進のため、令和元年5月には、「デジタル手続法」(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律)が公布されました。

令和3年5月12日には参議院本会議で「デジタル改革関連法」が可決され、デジタル社会の実現を目指す6つの法律が掲げられました。デジタル改革関連法は、6つの関連法案で構成されています。

デジタル改革関連法の全体像

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進捗し、データの活用が不可欠 ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大 ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化 ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要 	
デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止	デジタル庁設置法
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定 <p>(IT基本法との相違点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会 ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ利活用 (基本理念・基本方針) ・ デジタル庁の設置 (IT本部は廃止) <p>⇒ デジタル社会を形成するための基本原則 (10原則) の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 強力な総合調整機能 (勅告権等) を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備 ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進 ✓ 内閣直属の組織 (長は内閣総理大臣)。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く <p>⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上</p>
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化 (個人情報保護法改正等) ✓ 押印・書面手続の見直し (押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正) ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大 (マイナンバー法等改正) ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化 (郵便局事務取扱法改正) ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載 (公的個人認証法改正) ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知 (住民基本台帳法改正) ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化 (マイナンバー法、J-LIS法改正) <p>⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 希望者において、マイナンバーからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする <p>⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化</p>
	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付帯が行える仕組みや、マイナンバーからも登録できる仕組みを創設 ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設 <p>⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現</p>
	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築 <p>⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等</p>

出典：デジタル庁 第1回デジタル社会推進会議 (令和3年9月6日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛や学校休業要請など、国民一人ひとりが巣ごもり状態での生活を余儀なくされ、社会経済活動が激変しました。これを機に、我が国のIT技術が強靱化され、経済を再起動するため、ITを活用するユーザーの自律的な判断と行動を支援するツールとして、本格的で抜本的な社会全体のデジタル化を推進する必要があります。例えば直近の取り組みである、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の阻止に向けたIT技術の活用や、デジタル強靱化による社会構造の変革や社会全体の行動変容の両面を進めることです。以上の状況などを踏まえ、ニューノーマルの視点を重要視した戦略「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が変更(令和2年7月17日閣議決定)されました。

デジタル社会を国全体で支えるために、令和4年6月17日、デジタル田園都市国家構想基本方針が閣議決定されました。デジタル田園都市国家構想が目指すのは、地域の豊かさをそのままに、都市と同じ又は違った利便性と魅力を備えた、魅力溢れる新たな地域づくりです。具体的には、「暮らし」や「産業」などの領域で、デジタルの力で新たなサービスや共助のビジネスモデルを生み出しながら、デジタルの恩恵を地域の皆様に届けていくことを目指します。



出典：デジタル田園都市国家構想 (https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation/)

(3) 県の動向

戦略策定の趣旨

福岡県が今後も継続的な成長と発展を遂げるためには、行政と民間が連携し、公共手続や買い物、医療や介護など、私たちの生活に関することをはじめ、防災、そしてさまざまな産業に至るまで、社会のあらゆる分野でDXを進め、便利で豊かな県民生活や、県の産業の競争力向上を目指していく必要があります。

下図の福岡県の目指す姿では、「デジタルの利便性を実感できる社会」を目指すこととされており、県民に最も近い位置にある市町村との連携を強化しながら、行政のデジタル化や効率化を強力に進め、それにより産み出されたデータも活用しながら、県民が質の高い行政サービスを実感できる社会を目指すことになっております。



出典：福岡県DX戦略

2. 内部環境

(1) これまでの取組事業

導入時期	取組事業	内容	効果
令和元年9月	RPAの導入	収入処理のRPA化	【効果①】 毎日の収入処理による伝票作成をRPAで実行し令和3年度の実行時間は合計220時間/年であった 【効果②】 伝票の作成漏れ、作成ミスの削減
令和3年1月	職員へのタブレット配布	電子会議推奨のため	【効果①】 会議資料のペーパーレス化 【効果②】 オンライン説明会・会議への参加可能な手段の増加
令和3年4月	キャッシュレス決済の導入	キャッシュレス決済サービス（PayPay・LINEPay）を利用した手数料等の支払いを可能とした	【効果①】 窓口での支払い時間の短縮 【効果②】 いつでもどこでも納付が可能

※RPA：ロボットによる業務の自動化。「Robotic Process Automation」の略。従来人間が実施してきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

導入時期	取組事業	内容	効果
令和3年8月	諸証明のコンビニ交付	マイナンバーカードを利用した諸証明のコンビニ交付を可能とした	<p>【効果①】 閉庁時であっても証明書の発行が可能 <発行可能な証明> ・住民票の写し（最新事項のみ） ・印鑑証明書 ・税証明書（所得課税証明書） ・戸籍証明書 ・戸籍の附票写し</p> <p>【効果②】 窓口での対応件数の減少 コンビニで証明書が発行できるようになったことに伴い、窓口での証明書発行作業が減少</p>
令和3年11月	電子決裁の導入	文書管理、日常事務手続の電子化	<p>【電子決裁：効果①】 ペーパーレス化</p> <p>【電子決裁：効果②】 文書作成時間の削減（印刷時間・決裁移動時間の削減）</p> <p>【庶務管理：効果①】 給与計算システムの導入による作業時間の削減</p> <p>【庶務管理：効果②】 勤怠管理の簡易化による作業時間の削減</p>
令和4年11月	封入封かん機の導入	封入封かん機による封入物の紙折、封入作業の自動化	<p>【効果①】 封入物の紙折、封入作業の自動化</p> <p>【効果②】 封入封かん作業のミスの削減</p>

(2) BPRの取組状況

本町では令和4年度に全庁業務量調査を実施し、業務の可視化を行いました。その結果を基に、改善が必要な業務に対してBPRの実施を進めています。

また、職員提案型の「ムダ」、「ムラ」な業務の選別を行い、業務の見直しや改善策を考えることで職員の意識改革を行っています。

実施時期	取組内容	内容	効果
令和4年度	全庁業務量調査	現業務の可視化を実施	業務手順書の作成 業務量の数値化
令和4年度	業務改善の検討	業務手順書を基に業務フローの見直しを実施	業務改善の提案
令和4年度	事業検討フレームワーク	職員提案型の「ムダ」や「ムラ」な業務の選別及び改善策の提案を実施	業務の見直し、改善の実施

※BPR：業務プロセス全体の抜本的な見直しと再構築のこと

1. 重点施策

本町が掲げる3つの基本方針である「住民サービスの向上」、「行政運営の効率化」、「社会基盤の構築」に対する具体的な取組方針は、次のとおりとします。

① 住民サービスの向上

SNSを活用した身近な行政



スマートフォン等の情報端末機器の普及に伴い、SNSを活用した行政サービスの提供を行い、行政サービス満足度UPを目指します。

- 【取組事業】令和5年度～
- ・公式LINEの機能拡充
 - ・いつでも知りたい情報を取得



スマート行政窓口サービス



本計画の取り組みを推進する中で、新庁舎の建設をDX推進の絶好の機会と捉え、取り組みを加速することとしています。新庁舎を見据えたデジタル技術を活用したスマート行政窓口サービスを目指します。



- 【取組事業】令和5年度～
- ・タブレット等を使用した書かない窓口
 - ・諸証明の自動交付

2 行政運営の効率化

自治体情報システムの標準化・共通化への対応



国が掲げる、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を令和7年度までに目指します。

【取組事業】令和6年度～令和7年度
・標準準拠システムへの移行



業務効率化の推進



現在行っている業務をBPRによる、無駄のない効率的なプロセスや制度改革を行います。



【取組事業】令和5年度～令和7年度
・ペーパーレス化、データ化
・ハンコレス化
・庁内DX推進人材の育成

3 社会基盤の構築

デジタルデバイド対策



DXの推進による行政運営を行うにあたり、住民のデジタルデバイド対策は必要不可欠であります。デジタル技術を活用した行政サービスの提供や、デジタル社会において、誰も取り残されない地域社会の実現を目指します。

- 【取組事業】令和5年度～令和6年度
- ・スマホ講習会の実施
 - ・市内のデジタル人材育成



環境・経済分野のデジタル化推進



本町は2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。ゼロカーボンシティ実現を推進するため、デジタル技術を活用した取り組みを検討します。



- 【取組事業】令和5年度～令和6年度
- ・ICTを活用した次世代の交通サービスの構築
 - ・公共施設のマイクログリッド化

※ICT：「Information and Communication Technology」の略で情報通信技術のこと。
 ※マイクログリッド：エネルギー供給源と消費施設を一定の範囲でまとめて、エネルギーを地産地消する仕組みのこと。

2. その他の施策

重点施策を取り組むほか、第5次鞍手町総合計画で掲げる将来像『新たな力で躍動するまち くらて～ 未来につなぐ つながる 希望の芽 ～』の実現を一層加速させるため、次の取り組みについても今後検討を行います。

その他検討事項

基本方針		検討施策（案）
住民サービスの向上	1	マイナンバーカード普及促進とマイナポータル等を活用した行政手続オンライン申請の拡充
	2	事前申請による待たない窓口の推進
	3	みんなでつくる快適な生活環境、誰もが住みたくなる住環境の促進
行政運営の効率化	4	テレワークの推進・セキュリティ対策の見直し(セキュリティポリシー改定)
	5	オープンデータ・官民データの利活用
社会基盤の構築	6	近年の異常気象等に伴う災害時における情報発信、地域コミュニティの構築
	7	歴史・観光におけるデジタル技術を活用したイベント、情報発信

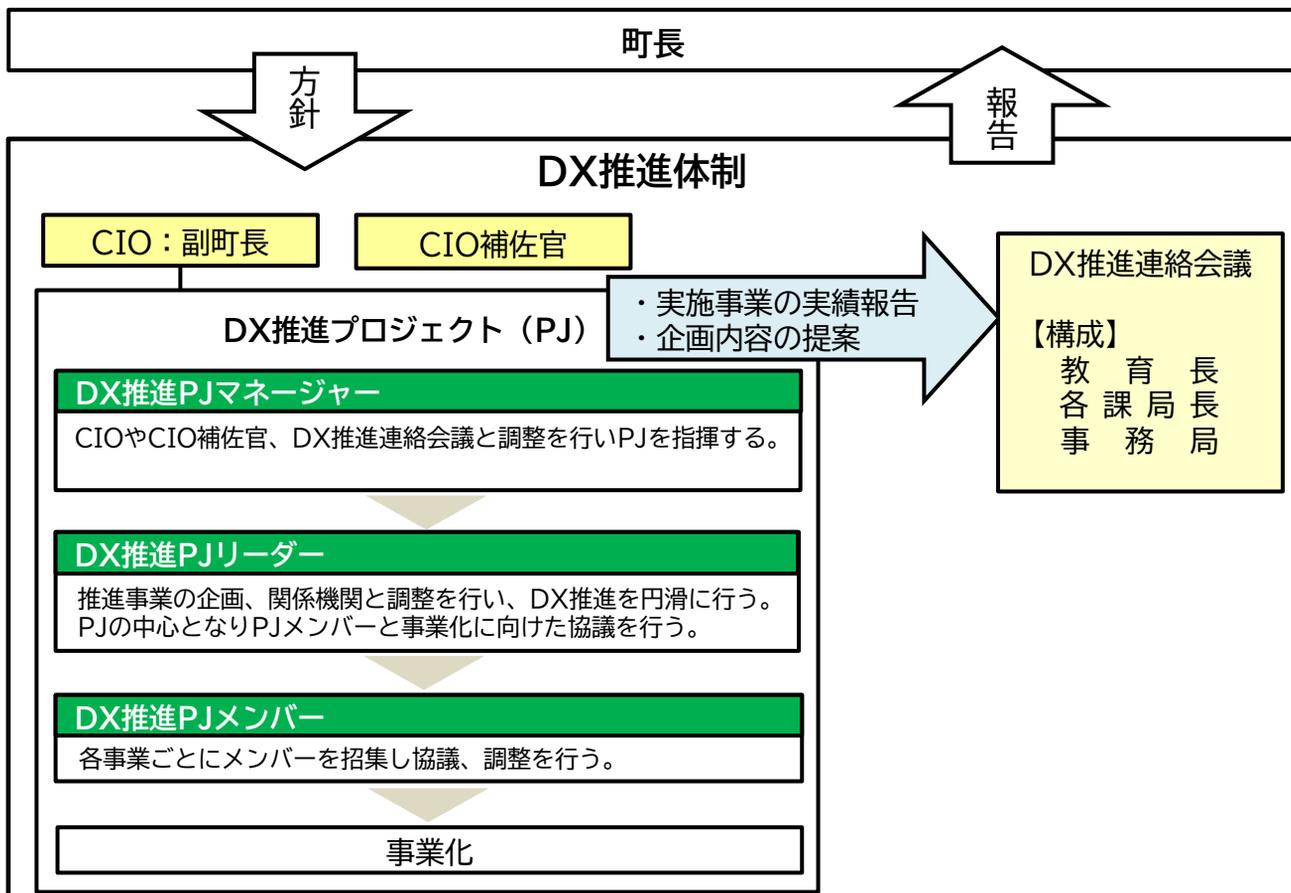
1. 計画の推進組織・体制

(1) 組織・進捗管理

本計画を推進するためには、全庁的・横断的な推進体制を構築する必要があります。副町長を最高情報統括責任者(CIO:Chief Information Officer)とし、プロジェクトマネージャーの指揮の下、プロジェクトリーダーが中心となってDX推進を行います。

また、DX推進連絡会議による進捗管理を行い、計画的に推進計画を推進していきます。

(2) 推進体制



DX推進PJメンバーが実施する取組事業（構成案）

取組事業	中心メンバー
<ul style="list-style-type: none"> ・公式LINEの機能充実 ・いつでも知りたい情報を取得 	情報発信担当職員
<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット等を使用した書かない窓口 ・諸証明の自動交付 	窓口業務担当職員
<ul style="list-style-type: none"> ・標準準拠システムへの移行 	情報システム担当職員 窓口業務担当職員
<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化、データ化 ・ハンコレス化 ・庁内DX推進人材の育成 	人事、法制執務担当職員 窓口業務担当職員
<ul style="list-style-type: none"> ・スマホ講習会の実施 ・職員へのデジタル人材育成 	情報システム担当職員 人事担当職員職員
<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した次世代の交通サービスの構築 ・公共施設のマイクログリッド化 	都市交通担当職員 公共施設担当職員 環境担当職員

※取組事業は一例であり、必要に応じてPJメンバーの招集を行う。

鞍手町DX推進計画
令和5年3月発行
編集・発行 鞍手町

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地

TEL 0949-42-2111 FAX 0949-42-5693

町公式HP <https://www.town.kurate.lg.jp>

町公式FB <https://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

町公式LINE @kurate

「ふっ」と笑顔になる。
「て」を伸ばせば望みに届く。
探せば「ふく」も見つかる。
ふっくらくらくらて。



【ふっくら くらて】【名詞】

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。